

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令 新旧対照条文目次

| | |
|---|----|
| ○ 関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条關係） | 1 |
| ○ 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条關係） | 5 |
| ○ とん稅法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）（第三条關係） | 8 |
| ○ 特別とん稅法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）（第四条關係） | 9 |
| ○ 関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第五条關係） | 11 |
| ○ 関稅割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第六条關係） | 30 |
| ○ 電子情報処理組織による輸出入等關連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第七条關係） | 42 |

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（申告の特例を適用しない貨物） 第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第一項（豚肉等に係る特別緊急関税）に規定する豚肉等（同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品であるものを除く。）及び同項に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする。</p> <p>（入港届の提出を要しない外国往来船等） 第十三条の三 法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機、海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船及び公用機並びに自衛隊の船舶及び航空機とする。</p> <p>附則 1・2 (省略)</p> <p>3 法附則第七項の規定による書面の提出は、とん税法附則第六項に規定する外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港したときに、法第十五条第三項（入港手続）の入港届の提出に併せて行うものとする。</p> <p>4 法附則第七項に規定する政令で定める事項は、前項に規定する</p> | <p>（申告の特例を適用しない貨物） 第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（経済連携協定に基づく特定の貨物に係る関税の譲許の修正）に規定する修正対象物品であるものを除く。）、同法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）に規定する生きている豚及び豚肉等並びに同法第七条の八第一項に規定する修正対象物品（同法別表第一の六に掲げる物品を除く。）とする。</p> <p>（入港届の提出を要しない外国往来船等） 第十三条の三 法第十五条の三第一項（特殊船舶等の入港手続）に規定する政令で定める船舶及び航空機は、外国の軍艦及び軍用機並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船とする。</p> <p>附則 1・2 同上</p> <p>3 法の施行前に保税倉庫又は保税工場に入れられた外国貨物についての帳簿の記載については、第四十三条又は第五十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 噸税法施行規則（明治三十二年勅令第三百二十号）の一部を次</p> |

外国貿易船が同項に規定する国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に出港した北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港（以下この項において「特定港」という。）のうち最後に出港した特定港及び当該特定港を出港してから当該国際戦略港湾に入港するまでの間に寄港した港の港名とし、当該外国貿易船が当該国際戦略港湾に入港する日前百二十日以内に特定港を出港しない場合には、当該国際戦略港湾を出港してから最初に入港しようとする特定港及びその入港前に寄港しようとする港の港名とする。

のように改正する。

第二条中「又ハ代理店」を「又ハ代理店（歳入代理店ヲ含ム）」に改める。

第五条中「関税法施行規則」を「関税法施行令」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

第六条 噸税法第八条ニ規定スル地域ハ左ニ掲グル地域トス

一 硫黄島及伊平屋島並ニ北緯二十七度以南ノ南西諸島（大東諸島ヲ含ム）

二 孀婦岩ノ南ノ南方諸島（小笠原群島、西之島及火山列島ヲ含ム）

三 沖ノ鳥島及南鳥島

5| 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「登簿とん数」を「純トン数」に改め、同条第二項中「関税法（明治三十二年法律第六十一号）第十条」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十五条第一項」に改める。

第三条第四項中「税関官吏」を「税関職員」に改める。

第六条中「税関官吏」を「税関職員」に改める。

第八条第二項第二号中「免許」を「許可」に、「輸入免状番号」を「輸入の許可書の番号」に改め、同項第六号中「税関官吏」を「税関職員」に改める。

第十条第一号中「免許」を「許可」に、「輸入免状番号」を「輸入の許可書の番号」に改める。

第十二条中「免許」を「許可」に改める。

第十三条第一項中「関税法第三十一条」を「関税法第六十七条」に改める。

6| 奄美群島の復帰に伴う国税関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第一号中「関税法（明治三十二年法律第六十一号）第三十九条」を「関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十三条」に改める。

第三十八条中「関税法第四十条」を「関税法第六十六条」に改める。

第四十一条第二項中「同法第三十一条」を「同法第六十七条」に、「関税法施行規則（明治三十二年勅令第三百十九号）第三十七条本文」を「関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第五十九条第一項本文」に改める。

第四十五条第一項中「関税法第三十二条」を「関税法第六十八条」に改め、同条第二項中「関税法施行規則第三十四条第一項及び第三十七条」を「関税法施行令第五十八条本文及び第五十九条第一項本文」に改める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条第二項中「関税法第十八条第一項の特許」を「関税法第二十条第一項の許可」に改める。

第四十八条中第一項を削り、第二項の項番号を削り、同条中「関税法第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十七条から第十九条まで、第二十一条及び第四十条」を「関税法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条、第十八条第一項、第十九条から第二十一条まで、第二十三条及び第六十六条」に改める。

第五十条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

砂糖消費税法施行規則（明治三十四年勅令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「輸出免状」を「輸出ノ許可書」に改める。

第二十四条中「関税法施行規則第三十四条第一項」を「関税法施行令第五十八条」に改める。

第二十五条第一項第一号及び第二号中「輸出免状」を「輸出ノ許可書」に改める。

| | |
|--|--|
| | <p>8 骨牌税法施行規則（明治三十五年勅令第百五十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>9 第九条ノ二第一項中「輸出免状」を「輸出ノ許可書」に改める。</p> |
| | <p>9 税関に於ける内国税賦課徴収に関する件（明治三十八年勅令第五十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>10 「税関官吏」を「税関職員」に、「関税法施行規則第三条及第五条」を「関税法施行令第三条及第四条」に改める。</p> <p>10 物品税法施行規則（昭和十五年勅令第百五十号）の一部を次のように改正する。</p> |
| | <p>11 第二十八条ノ三第一項中「輸出免状」を「輸出ノ許可書」に改める。</p> <p>11 揮発油税法施行規則（昭和二十四年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>12 第九条第二項中「輸出免状」を「輸出の許可書」に改める。</p> <p>12 酒税法施行令（昭和二十八年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> |
| | <p>13 第二十二條第二項中「輸出免状」を「輸出の許可書」に改める。</p> <p>13 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>13 第十八条第四号及び第五号を次のように改める。</p> |
| | <p>四 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に関すること。</p> <p>五 輸出に伴う還付金及びもどし税に関すること。</p> |

○ 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>目次 第一章〜第十二章の二（省 略） 第十三章 雑則（第六十二条―第七十八条） 附則</p> <p>（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定） 第五十七条 法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物とする。</p> <p>一〜九（省 略）</p> <p>十 法の別表第三六〇三・〇〇号の一に掲げるイグナイター</p> <p>十一（省 略）</p> <p>十二（省 略）</p> <p>十三 法の別表第七六〇六・一二号の一及び第七六〇六・九二号の一に掲げるアルミニウムの板、シート及びストリップ（大型のコンテナ（第七十八条で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）に限る。）</p> <p>十四（省 略）</p> <p>（軽減税率の適用についての手続） 第五十八条 前条各号に掲げる貨物について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けようとする者は、当該貨物の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、次に掲げる事項を記載した書面を税</p> | <p>目次 第一章〜第十二章の二 同 上 第十三章 雑則（第六十二条―第七十七条） 附則</p> <p>（軽減税率の適用について手続を要する貨物の指定） 第五十七条 同 上</p> <p>一〜九 同 上</p> <p>十 同 上</p> <p>十一 同 上</p> <p>十二 法の別表第七六〇六・一二号の一及び第七六〇六・九二号の一に掲げるアルミニウムの板、シート及びストリップ（大型のコンテナ（第七十七条で定める規格のものに限る。）の屋根板として使用するもの（幅が二・三メートル以上のものに限る。）に限る。）</p> <p>十三 同 上</p> <p>（軽減税率の適用についての手続） 第五十八条 同 上</p> |

関長に提出しなければならない。

一・二 (省 略)

三 当該貨物（前条第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2・3 (省 略)

(帳簿の備付け)

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物（同条第九号に掲げるものを除く。）について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならぬ。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第七号、第八号、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一・四 (省 略)

五 当該貨物（第五十七条第七号から第九号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。）から製造した製品の品名及び数量（同条第十三号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量）

2 (省 略)

(石油の分留性状の試験方法等の指定)

第七十二条 法の別表第二七類の備考1の(a)から(c)までに規定する政令で定める分留性状の試験方法、同表第二七類の備考1の(c)に規定する政令で定める試験方法並びに同表第二七〇・一二号の一の(一)のB及び第二七〇・二〇号の一の(一)のBに規定する政令で定める分留性状の試験方法は、それぞれ産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規

一・二 同上

三 当該貨物（前条第七号から第十一号までに掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間

2・3 同上

(帳簿の備付け)

第五十九条 第五十七条各号に掲げる貨物（同条第九号に掲げるものを除く。）について、法第二十条の二第一項（軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等）の軽減税率の適用を受けた者は、当該貨物につき次に掲げる事項を記載した帳簿をその事業場に備えなければならぬ。ただし、第五十七条第一号から第三号まで、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる貨物（特例申告貨物を除く。）については、第一号及び第二号に掲げる事項の記載は、当該事業場に当該貨物の輸入の許可書を備える場合には、省略することができる。

一・四 同上

五 当該貨物（第五十七条第七号から第十一号までに掲げるものを除く。）から製造した製品の品名及び数量（同条第十二号に掲げるものに係る場合にあつては、その製品の品名、寸法、性能及び数量）

2 同上

(石油の分留性状の試験方法等の指定)

第七十二条 法の別表第二七類の備考1の(a)から(c)までに規定する政令で定める分留性状の試験方法、同表第二七類の備考1の(c)に規定する政令で定める試験方法並びに同表第二七〇・一二号の一の(一)のB及び第二七〇・二〇号の一の(一)のBに規定する政令で定める分留性状の試験方法は、それぞれ産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規

定する日本産業規格（第七十六条から第七十八条までにおいて「日本産業規格」という。）に定める石油の分留性状の試験方法、石油製品残留炭素分の試験方法及び化学製品の蒸留試験方法とする。

（自動車の部分品の指定）

第七十五条 法の別表第三六〇三・〇〇号の一に規定する政令で定める自動車の部分品は、エアバッグガス発生器、シートベルト引つ張り固定器用ガス発生器又は歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置用ガス発生器とする。

（シエニール織物及びパイル編物のうち難燃性を有するもの指定）

第七十六条 （省 略）

（細幅織物のうち引張強さ及び難燃性を有するもの指定）

第七十七条 （省 略）

（大型のコンテナの規格の指定）

第七十八条 （省 略）

定する日本産業規格（第七十五条から第七十七条までにおいて「日本産業規格」という。）に定める石油の分留性状の試験方法、石油製品残留炭素分の試験方法及び化学製品の蒸留試験方法とする。

（シエニール織物及びパイル編物のうち難燃性を有するもの指定）

第七十五条 同 上

（細幅織物のうち引張強さ及び難燃性を有するもの指定）

第七十六条 同 上

（大型のコンテナの規格の指定）

第七十七条 同 上

○ とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>1 3 附則 （省略）</p> <p>4 法附則第六項に規定する国際基幹航路で政令で定めるものは、次項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港との間の航路とする。</p> <p>5 法附則第六項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、<u>港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）別表第一に掲げる港湾のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。</u></p> | <p>1 3 附則 同上</p> <p>4 関税法施行令の一部を次のように改正する。 第十六条第一項中「第十七条」の下に「第一項」を加え、「又は法第十八条第一項但書（入出港の簡易手続）」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。 2 外国貿易船の船長が法第十七条第一項の規定により出港届を提出する場合において、当該外国貿易船の当該出港届に係る開港への入港につきとん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の規定により納付すべきとん税の額があるときは、その額が納付済であることを証する書類又は同法第九条第一項（とん税の納付前に出港する場合の承認及び担保）に規定する担保の提供があつたことを証する書類を税関職員に呈示しなければならない。</p> <p>5 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。 第三条第二号中「噸税法（明治三十二年法律第八十八号）第六條」を「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十四條」に改める。</p> |

○ 特別とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十九号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>1 附則 （省略）</p> <p>2 法附則第二項に規定する国際基幹航路で政令で定めるものは、次項に規定する国際戦略港湾と北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）又はヨーロッパ大陸（ロシア（ベーリング海、オホーツク海及び日本海を含む太平洋に面する地域を除く。）を含む。）の港との間の航路とする。</p> <p>3 法附則第二項に規定する国際戦略港湾で政令で定めるものは、港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）別表第一に掲げる港湾のうち、京浜、大阪、神戸、名古屋及び四日市とする。</p> | <p>1 附則 同上</p> <p>2 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）の一部を次のように改正する。 第十八条第一号中「とん税」を「とん税、特別とん税」に改め、同条第二号中「及びとん税」を「、とん税及び特別とん税」に改める。 第十九条第一号中「とん税」を「とん税、特別とん税」に改める。</p> <p>3 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。 第二条の見出しを「（とん税等の免除手続）」に改め、同条第一項中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 4 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。 第二条の見出しを「（とん税等の免除手続）」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改め、同条中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。 5 関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）の一部を次のように改正する。 第十六条第二項中「とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）」の下に「及び特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）」を「とん税」の下に「及び特別とん税」を加え、「同法第九条第一項（とん税の納付前に出港する場合の承認及び担保）」を「と</p> |

ん税法第九条第一項（とん税の納付前に出港する場合の承認及び担保）及び特別とん税法第七条第一項（担保）」に改める。

6| 奄美群島の復帰に伴う国税関係法令の適用の暫定措置等に関する政令（昭和二十八年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

目次中「関税及びとん税」を「関税、とん税及び特別とん税」に改める。

第六章の章名中「関税及びとん税」を「関税、とん税及び特別とん税」に改める。

第四十七条の見出しを「（登録船舶に対するとん税等の免除等）」に改め、同条第一項中「とん税」を「とん税及び特別とん税」に改める。

7| 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「とん税法（昭和三十一年法律第三十七号）第十四条」の下に「及び特別とん税法（昭和三十一年法律第三十八号）第十二条」を加える。

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（経済連携協定） 第十条の二 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。 一 三 （省 略） 四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（第十条の四第三項及び第四項において「チリ共和国協定」という。） 五 十二 （省 略） 十三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（第十条の四第三項及び第四項において「ペルー共和国協定」という。） 十四 十八 （省 略）</p> <p>（経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法） 第十条の三 法第七条の三第一項ただし書及び同条第六項において読み替えて準用する同条第四項における経済連携協定（同条第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第六十一条第一項第二号イ(1)又は(2)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合）には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。</p> <p>2 （省 略）</p> | <p>（経済連携協定） 第十条の二 同上 一 三 同上 四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定 五 十二 同上 十三 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定 十四 十八 同上</p> <p>（経済連携協定の規定に基づき経済連携協定の原産品とされるものの確認方法） 第十条の三 法第七条の三第一項ただし書、同条第六項において準用する同条第四項及び法第七条の五第一項第一号に規定する経済連携協定（法第七条の三第一項ただし書に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）の規定に基づき当該経済連携協定の原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第六十一条第一項第二号イ(1)又は(2)（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合）には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。</p> <p>2 同上</p> |

(輸入数量の算出に係る政令で定める日)

第十條の四 (省 略)

2 (省 略)

3 法第七條の六第一項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日)とする。

一 チリ共和国協定

二 ペルー共和国協定

三 (省 略)

四 (省 略)

五 (省 略)

(輸入数量の算出に係る政令で定める日)

第十條の四 同上

2 同上

3 法第七條の五第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときとする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定

二 欧州連合協定

三 アメリカ合衆国協定

4 法第七條の六第一項第一号に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときとする。

一 同上

二 同上

三 同上

5 法第七條の六第二項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときとする。

一 環太平洋包括的及び先進的協定

二 欧州連合協定

三 アメリカ合衆国協定

4 法第七条の六第三項において読み替えて準用する法第七条の第三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。

- 一 チリ共和国協定
- 二 ペルー共和国協定
- 三 (省 略)
- 四 (省 略)
- 五 (省 略)

(発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法)
第十三条 法第七条の三第二項第六号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された物品であること又は法第七条の六第二項第一号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された豚肉等であることの確認は、当該物品又は当該豚肉等に係る船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により行うものとする。

(輸入数量の算出方法)
第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条

6 法第七条の六第五項において読み替えて準用する法第七条の第三第四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第二項に規定する生きている豚又は豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。

- 一 同上
- 二 同上
- 三 同上

(発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法)
第十三条 法第七条の三第二項第六号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された物品であること又は法第七条の六第四項第一号に規定する第二項に係る発動日若しくは重複期間の開始の日前において本邦に向けて送り出された生きている豚及び豚肉等であることの確認は、当該物品又は当該生きている豚及び豚肉等に係る船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により行うものとする。

(輸入数量の算出方法)
第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条

第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百一条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和二年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和元年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和二年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

3 前項の規定は、法第七条の三第七項の規定により同条第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する輸入数量を算出する場合について準用する。

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協

第三項の規定による提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表第一において同じ。）に係る数量として、関税法第二百一条第一項第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和元年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成三十年までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和元年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 同 上

3 前項の規定は、法第七条の三第七項の規定により同条第六項において準用する同条第四項に規定する輸入数量を算出する場合について準用する。

4 第一項又は前項の場合において、第十条の四第一項又は第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太

定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(国内消費量の統計)

第十五条 法第七条の三第七項（法第七条の六第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める統計は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計、貿易統計又は財務省令で定める統計とする。

(国内消費量の算出方法)

第十六条 (省 略)

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

第十八条 削除

平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(国内消費量の統計)

第十五条 法第七条の三第七項（法第七条の六第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める統計は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計、貿易統計又は財務省令で定める統計とする。

(国内消費量の算出方法)

第十六条 同上

2 前項の場合において、法第七条の三第六項において読み替えて準用する同条第四項に規定する国内消費量を同条第七項の規定により算出するときであつて、第十条の四第二項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法の別表第一の六に掲げる物品であつて環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項各号に規定する当該年度の前年度中における輸入

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項に規定する豚肉等（次項及び第四項において「豚肉等」という。）の同条第一項に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第四項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項に規定する豚肉等」と、「法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品」とあるのは「関税率法別表第一〇一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この項において「生きている豚」という。）」と、「物品に係る数量」とあるのは「生きている豚に係る数量」と、「同表に

数量は、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、同項第一号の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉については当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の貿易統計に計上される数量（以下この項及び次項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。

3

前二項の場合において、第十条の四第三項に定める日が月の初日以外の日であるときは、同日の属する月における法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉であつて環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計計上数量とする。

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「法の別表第一の六の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「物品に係る数量」とあるのは「生きている豚に係る数量」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量」と、「同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をし

掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは「法第七条の六第二項第一号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」と読み替えるものとする。

2 法第七条の六第四項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する豚肉等の法第七条の六第一項に規定する当該年度の初日の属する年の前年までの過去三年における輸入数量は、豚肉等の貿易統計に計上された年ごとの数量（関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第一〇三・九二号に掲げる豚（生きているものに限る。）（以下この項において「生きている豚」という。）にあつては、当該生きている豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）とする。ただし、同条第一項ただし書の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする豚肉等について当該数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、豚肉等の貿易統計に計上される数量（以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した数量とする。

3 第十六条第一項の規定は、法第七条の六第三項において読み替えて準用する法第七条の三第四項に規定する国内消費量を、法第七条の六第四項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

4 前三項の場合において、第十条の四第三項又は第四項に定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以

なかつたもの」とあるのは「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と読み替えるものとする。

2 法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度の前年度までの過去三年度又は当該年度の初日の属する年の前年までの過去三年における輸入数量は、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等の貿易統計に計上された月ごとの数量（当該生きている豚にあつては、当該豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を順次加算する方法により算出した数量又は貿易統計に計上された年ごとの数量とする。ただし、同条第一項第一号の経済連携協定の我が国以外の締約国に当該締約国を原産地とする同項又は同条第二項に規定する生きている豚又は豚肉等についてはこれらの数量により難い特別の事情がある国又は地域を含む場合には、同条第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等の貿易統計に計上される数量（以下この項及び第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量又は統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した数量とする。

3 第十六条第一項の規定は、法第七条の六第五項において読み替えて準用する法第七条の三第四項に規定する国内消費量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

4 前三項の場合において、第十条の四第四項から第六項までに定める日が月の初日以外の日であるときは、それぞれ同日の属する月における法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている

外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)
第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は

、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、令和四年四月一日以後においては、同表の四の項から十三の項まで、三十八の項及び四十五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が基準価格(関税率表第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。別表第一の三十六の項、四十三の項及び五十の項において同じ。)以上のものに限るものとする。

豚又は豚肉等であつて環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国について効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割により計算した統計上数量とする。

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品)
第十九条の二 法第七条の八第一項に規定する政令で定める物品は

、別表第一の各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品とする。ただし、環太平洋包括的及び先進的協定が日本国について効力を生ずる日の属する年度(以下「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の四の項から十三の項までの下欄に掲げる物品にあつては、課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下同じ。)が基準価格(関税定率法別表(以下「関税率表」という。))第〇二〇三・一一号の二及び第〇二〇三・二一号の二に掲げる物品にあつては一キログラムにつき二百九十九円二十五銭とし、関税率表第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六・四九号の二の(二)に掲げる物品にあつては一キログラムにつき三百九十九円とする。以下この条並びに別表第一の三十六の項、四十三の項及び五十の項において同じ。)以上のものに限るものとし、欧州連合協定の効力発生の日の属する年度(以下「欧州連合協定発効年度」という。)の初日から起算して四年を経過した日以後においては、同表の三十八の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものとし、アメリカ合衆国協定の効力発生の日の属する年度

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）
 第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 物 品 | 輸 入 数 量 |
|---|---|
| （省 略） 別表第一の四十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ粉」という。）であつて、令和五年四月一日以後に輸入申告がされるもの | （省 略） 別表第一の二十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量 |
| 別表第一の四十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。）であつて、令和五年四月一日以後に輸入申 | 別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。）の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイ |

（以下「アメリカ合衆国協定発効年度」という。）の初日から起算して三年を経過した日以後においては、同表の四十五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものとする。

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）
 第十九条の三 同 上

| 物 品 | 輸 入 数 量 |
|---|---------|
| 同 上 別表第一の四十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ粉」という。）であつて、アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの | 同 上 |
| 別表第一の四十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。）であつて、アメリカ合衆国協定発効年度の | 同 上 |

告がされるもの

の輸入数量の合計数量

(省 略)

(省 略)

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間)

第十九条の四 (省 略)

2 前項の規定にかかわらず、令和十年度から令和十四年度までの各年度において、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉について、法第七条の八第一項に規定する輸入数量が同項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、同項に規定する政令で定める期間とする。ただし、第一号に掲げる場合に該当することとなつた句と第四号に掲げる場合に該当することとなつた句が同じ句である場合にあつては当該各号に定める期間のうちいずれか長い期間とし、第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた句と第四号に掲げる場合に該当することとなつた句が同じ句である場合にあつては同号に定める期間とする。

一 (省 略)

3 前二項の規定は、別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）又は同表の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間については「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に

初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの

同上

同上

(法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間)

第十九条の四 同 上

2 前項の規定にかかわらず、環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号に掲げる場合に該当することとなつた句と第四号に掲げる場合に該当することとなつた句が同じ句である場合にあつては当該各号に定める期間のうちいずれか長い期間とし、第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた句と第四号に掲げる場合に該当することとなつた句が同じ句である場合にあつては同号に定める期間とする。

一 (省 略) 同 上

3 前二項の規定は、別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「欧州連合協定適用牛肉」という。）又は同表の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間については「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定」とあるのは「別表第一の三十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に

掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号並びに前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号並びに前項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

（修正対象物品の輸入数量の算出方法）

第十九条の八（省 略）

2 前項の場合において、その年度（以下この項において「算出対象年度」という。）の前年度においてオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量がオーストラリア協定適用牛肉に係る同年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合には、次の各号に定める数量の合計数量を算出対象年度におけるオーストラリア協定適用牛肉の輸入数量に加算するものとする。

一（省 略）

二 算出対象年度の前年度において法第七条の八第二項の規定により同条第一項の規定の適用をしなかったオーストラリア協定適用牛肉（次に掲げるものを除く。）の数量

掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「欧州連合協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「欧州連合協定発効年度」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「欧州連合協定適用牛肉の輸入数量」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは「十四年」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

（修正対象物品の輸入数量の算出方法）

第十九条の八 同 上

2 同 上

一 同 上
二 同 上

イ 平成二十六年から算出対象年度の前年度までの各年度の
初日（平成二十六年においては、平成二十七年一月十五日
）から当該各年度の発動日の前日までに蔵入れ承認等を受け
たもの

ロ 平成二十六年から算出対象年度の前々年度までの各年度
の初日（平成二十六年においては、平成二十七年一月十五
日）から当該各年度の末日までに蔵入れ承認等を受けたもの
（当該各年度においてオーストラリア協定適用牛肉の輸入数
量がオーストラリア協定適用牛肉に係る当該各年度における
法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該各年度の
二月一日以後において超えた場合に限る。）

3 (省 略)

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定が環太平
洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国について月の初日
以外の日に効力を生ずるときは、当該効力を生ずる日の属する月
における別表第一の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物
品であつて当該締約国を原産地とするものに係る輸入数量は、同
月の初日から環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国につい
て効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割によ
り計算した統計計上数量とする。

2 (法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び
同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え)
第十九条の十 (省 略)

イ オーストラリア協定の効力発生の日（以下この号において
「オーストラリア協定発効日」という。）の属する年度（以
下この号において「オーストラリア協定発効年度」という。
）から算出対象年度の前年度までの各年度の初日（オースト
ラリア協定発効年度においては、オーストラリア協定発効日
）から当該各年度の発動日の前日までに蔵入れ承認等を受け
たもの

ロ オーストラリア協定発効年度から算出対象年度の前々年度
までの各年度の初日（オーストラリア協定発効年度において
は、オーストラリア協定発効日）から当該各年度の末日まで
に蔵入れ承認等を受けたもの（当該各年度においてオースト
ラリア協定適用牛肉の輸入数量がオーストラリア協定適用牛
肉に係る当該各年度における法第七条の八第一項に規定する
輸入基準数量を当該各年度の二月一日以後において超えた場
合に限る。）

3 同 上

4 前項の場合において、環太平洋包括的及び先進的協定又はアメ
リカ合衆国協定が環太平洋包括的及び先進的協定又はアメリカ合
衆国協定の我が国以外の締約国について月の初日以外の日に効力
を生ずるときは、それぞれ当該効力を生ずる日の属する月におけ
る別表第一の四の項から二十三の項まで、四十五の項及び四十六
の項の下欄に掲げる物品であつてそれぞれ当該締約国を原産地と
するものに係る輸入数量は、同月の初日から環太平洋包括的及び
先進的協定又はアメリカ合衆国協定がそれぞれ当該締約国につい
て効力を生ずる日の前日までの期間に相当する分として日割によ
り計算した統計計上数量とする。

2 (法第七条の八第五項に規定する政令で定める修正対象物品及び
同条第四項の規定の適用に関する技術的読替え)
第十九条の十 同 上

3 前項の規定にかかわらず、令和十年度から令和十四年度までの各年度において、法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|------------------------|--------------------|------------------|
| 読み替える 法の規定 (省 略) | 読み替えられる字句 (省 略) | 読み替える字句 (省 略) |
|------------------------|--------------------|------------------|

別表第一（第十九条の二関係）

| | | |
|-----------|--------------------|--|
| 項名 一～三 | 経済連携協定 (省 略) | 品 名 (省 略) |
| 四 | 環太平洋包括的 及び先進的協定 | 関税率表第〇二〇三・一一号の二、 第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇 三・一九号の二、第〇二〇三・二一 号の二、第〇二〇三・二二号の二、 第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇 六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六 ・四九号の二の(二)に掲げる物品（以 下この表において「豚肉」という。 |

3 前項の規定にかかわらず、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉については、環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間は、法第七条の八第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

| | | |
|---------------|-----------|---------|
| 読み替える 法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 同上 | 同上 | 同上 |

4 前項の規定は、欧州連合協定適用牛肉及びアメリカ合衆国協定適用牛肉について準用する。この場合において、欧州連合協定適用牛肉について準用するときは、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは、「欧州連合協定発効年度」と、アメリカ合衆国協定適用牛肉について準用するときは、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは「十四年」とそれぞれ読み替えるものとする。

別表第一（第十九条の二関係）

| | | |
|-----------|--------------|--|
| 項名 一～三 | 経済連携協定 同上 | 品 名 同上 |
| 四 | 同上 | 関税率表第〇二〇三・一一号の二、 第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇 三・一九号の二、第〇二〇三・二一 号の二、第〇二〇三・二二号の二、 第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇 六・三〇号の二の(二)及び第〇二〇六 ・四九号の二の(二)に掲げる物品（以 下この表において「豚肉」という。 |

| | | | | | | | |
|------------------|------|--|--------------------------|------|------------------------|---------------------|--------------------------|
| 十 | 九 | | 八 | 七 | 六 | 五 | |
| 環太平洋包括的 | (省略) | | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省略) | 環太平洋包括的及び先進的協定 | 環太平洋包括的及び先進的協定 | |
| 豚肉であつて、ベトナムを原産地と | (省略) | | 豚肉であつて、ニュージーランドを原産地とするもの | (省略) | 豚肉であつて、シンガポールを原産地とするもの | 豚肉であつて、カナダを原産地とするもの | ()であつて、オーストラリアを原産地とするもの |

| | | | | | | | |
|------------------|----|--|---|----|--|--|--|
| 十 | 九 | | 八 | 七 | 六 | 五 | |
| 同上 | 同上 | | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 豚肉であつて、ベトナムを原産地と | 同上 | | 豚肉であつて、ニュージーランドを原産地とするもの(環太平洋包括的及び先進的協定がニュージーランドについて効力を生ずる日(十八の項、二十八の項及び三十五の項において「ニュージーランド発効日」という。)以後に輸入申告がされるものに限る。) | 同上 | 豚肉であつて、シンガポールを原産地とするもの(環太平洋包括的及び先進的協定がシンガポールについて効力を生ずる日(十六の項において「シンガポール発効日」という。)以後に輸入申告がされるものに限る。) | 豚肉であつて、カナダを原産地とするもの(環太平洋包括的及び先進的協定がカナダについて効力を生ずる日(以下この表において「カナダ発効日」という。)以後に輸入申告がされるものに限る。) | ()であつて、オーストラリアを原産地とするもの(環太平洋包括的及び先進的協定がオーストラリアについて効力を生ずる日(十四の項において「オーストラリア発効日」という。)以後に輸入申告がされるものに限る。) |

| | | | | | |
|---------------------------|------------------------|--|----------------------|-------|---------|
| 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | 十二・十一 | |
| 環太平洋包括的及び先進的協定 | 環太平洋包括的及び先進的協定 | 環太平洋包括的及び先進的協定 | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省 略) | 及び先進的協定 |
| 豚肉調製品であつて、シンガポールを原産地とするもの | 豚肉調製品であつて、カナダを原産地とするもの | 関税率表第〇二一〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二一〇・九九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げる物品(以下この表において「豚肉調製品」という。)であつて、オーストラリアを原産地とするもの | 豚肉であつて、メキシコを原産地とするもの | (省 略) | するもの |

| | | | | | |
|---|---|---|---|-------|--|
| 十六 | 十五 | 十四 | 十三 | 十二・十一 | |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | |
| 豚肉調製品であつて、シンガポールを原産地とするもの(シンガポール発効日以後に輸入申告がされるもの) | 豚肉調製品であつて、カナダを原産地とするもの(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 関税率表第〇二一〇・一一号から第〇二一〇・一九号まで、第〇二一〇・九九号の一、第一六〇二・四一号の一、第一六〇二・四二号の一及び第一六〇二・四九号の二の(一)に掲げる物品(以下この表において「豚肉調製品」という。)であつて、オーストラリアを原産地とするもの(オーストラリア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 豚肉であつて、メキシコを原産地とするもの(環太平洋包括的及び先進的協定がメキシコについて効力を生ずる日(二十三の項において「メキシコ発効日」という。)以後に輸入申告がされるものに限る。) | 同上 | するもの(環太平洋包括的及び先進的協定がベトナムについて効力を生ずる日(二十の項及び三十一の項において「ベトナム発効日」という。)(以後に輸入申告がされるものに限る。) |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|-------|-------|-------------------------|-------|-------------------------|-------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|-----------------------------|
| 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 |
| 環太平洋包括的 | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省 略) | (省 略) | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省 略) | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省 略) | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省 略) | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省 略) | 環太平洋包括的及び先進的協定 |
| 関税率表第四四一〇・一一号の一に | 関税率表第四四〇七・一一号の一及び第四四〇七・一二号の一に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの | (省 略) | (省 略) | 豚肉調製品であつて、メキシコを原産地とするもの | (省 略) | 豚肉調製品であつて、ベトナムを原産地とするもの | (省 略) | 豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの | (省 略) | 豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの | (省 略) | 豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの |

| | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|----|----|---|----|---|----|---|----|---|----|---|
| 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 | 二十 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 関税率表第四四一〇・一一号の一に | 関税率表第四四〇七・一一号の一及び第四四〇七・一二号の一に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 同上 | 同上 | 豚肉調製品であつて、メキシコを原産地とするもの(メキシコ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 同上 | 豚肉調製品であつて、ベトナムを原産地とするもの(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 同上 | 豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの(ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 同上 | 豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの(ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 同上 | 豚肉調製品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの(ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) |

| | | | |
|----------|----------------|----------------------|--|
| 八 | 及び先進的協定 | 二十 環太平洋包括的及び先進的協定 | 掲げる物品のうち加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしていないものであつて、ニュージーランドを原産地とするもの |
| 三十 三十 | (省 略) | 九 環太平洋包括的及び先進的協定 | 掲げる物品のうち加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしていないものであつて、ニュージーランドを原産地とするもの |
| 一 | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省 略) | 関税率表第四四一・三二一に掲げる物品(少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものにあつては、同号の二の(二)に掲げるもののうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー(スウイエテニア属のもの)、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。)並びに関税率表第四四一・三三三号、第四四一・三四号 |

| | | | |
|----------|--|-----------|--|
| 八 | 掲げる物品のうち加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしていないものであつて、ニュージーランドを原産地とするもの(ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 二十 同 上 | 関税率表第四四一・三二一に掲げる物品のうち加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしていないもの及び関税率表第四四一・三二二に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) |
| 三十 三十 | 同 上 | 九 同 上 | 同 上 |
| 一 | 同 上 | 同 上 | 関税率表第四四一・三二一に掲げる物品(少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものにあつては、同号の二の(二)に掲げるもののうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー(スウイエテニア属のもの)、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの以外のもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。)並びに関税率表第四四一・三三三号、第四四一・三四号 |

| | | | | | | | |
|--|-------|--|--|------|------|--------------------------------------|---|
| 三四十 | 二四七三十 | 六十 | 三十 | 四十 | 三十 | 三十 | 三十 |
| 欧州連合協定 | (省略) | 環太平洋包括的及び先進的協定 | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省略) | (省略) | 環太平洋包括的及び先進的協定 | (省略) |
| 課税価格が基準価格未満の豚肉のうち令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの | (省略) | 課税価格が基準価格未満の豚肉のうち令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの | 課税価格が基準価格未満の豚肉のうち令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの | (省略) | (省略) | 関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの | 及び第四四一二・三九号の二の(二)に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの |

| | | | | | | | |
|---|-------|---|---|----|----|---|---|
| 三四十 | 二四七三十 | 六十 | 三十 | 四十 | 三十 | 三十 | 三十 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 課税価格が基準価格未満の豚肉のうち欧州連合協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの | 同上 | 課税価格が基準価格未満の豚肉のうち環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの | 課税価格が基準価格未満の豚肉のうち環太平洋包括的及び先進的協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるものに限る。 | 同上 | 同上 | 関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの(カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) | 及び第四四一二・三九号の二の(二)に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの(ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。) |

| | | |
|--|---------------|--|
| 五十 | 九 四 十 ~ 四 四 十 | |
| 協定 アメリカ合衆国 | (省 略) | |
| 課税価格が基準価格未満の豚肉のうち令和四年四月一日以後に輸入申告がされるもの | (省 略) | |

| | | |
|--|---------------|-----------|
| 五十 | 九 四 十 ~ 四 四 十 | |
| 同 上 | 同 上 | |
| 課税価格が基準価格未満の豚肉のうちアメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して三年を経過した日以後に輸入申告がされるもの | 同 上 | 入申告がされるもの |

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | 現行 | |
|----------------|---|----------------|--------------------------|
| 別表（第一条、第二条関係） | | 別表（第一条、第二条関係） | |
| 暫定法別表 第一の番号 | 品名 | 暫定法別表 第一の番号 | 品名 |
| 〇四〇一・ | ミルク及びクリーム | 同上 | 同上 |
| 一〇〇 | （濃縮若しくは乾燥 | 同上 | 同上 |
| 〇四〇一・ | をし又は砂糖その他 | 同上 | 同上 |
| 二〇〇 | の甘味料を加えたも | 同上 | 同上 |
| 〇四〇一・ | のを除く。） | 同上 | 同上 |
| 四〇〇 | ーミルク、凝固した | 同上 | 同上 |
| 〇四〇一・ | ミルク及びクリーム | 同上 | 同上 |
| 五〇〇 | 、ヨーグルト、ケフ | 同上 | 同上 |
| 〇四〇三・ | イアその他発酵させ | 同上 | 同上 |
| 一〇〇 | 又は酸性化したミル | 同上 | 同上 |
| 〇四〇三・ | ク及びクリーム（濃 | 同上 | 同上 |
| 九〇〇 | 縮若しくは乾燥をし | 同上 | 同上 |
| 〇四〇四・ | てあるかないか又は | 同上 | 同上 |
| 九〇〇 | 砂糖その他の甘味料 | 同上 | 同上 |
| 一八〇六・ | 、香味料、果実、ナ | 同上 | 同上 |
| 二〇〇 | ット若しくはココア | 同上 | 同上 |
| 一八〇六・ | を加えてあるかない | 同上 | 同上 |
| 九〇〇 | かを問わない。） | 同上 | 同上 |
| 一九〇一・ | ミルクの天然の組成 | 同上 | 同上 |
| 一〇〇 | 分から成る物品、関 | 同上 | 同上 |
| 一九〇一・ | 税率法別表（以下 | 同上 | 同上 |
| 二〇〇 | 「関税率表」という | 同上 | 同上 |
| | 期間 | | 期間 |
| | 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで | | 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで |
| | 数量 | | 数量 |
| | 一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうち脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうち無脂肪固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて当該物品の全重量に乘じ | | 同上 |

| | | |
|-----------|---|---|
| ○四〇二・ | | <p>一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇</p> |
| 粉状、粒状その他の | <p>。第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもにに限る。） 、コーヒー、茶又はマテをもとした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもにに限る。）並びに調製食料品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇％を超え七〇％以下のもにに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもにに限る。）</p> | |
| 令和二年四 | | |
| 七四、九七 | | <p>て得た数量とする。）</p> |
| 同上 | | |
| 同上 | | |
| 平成三一年 | | |
| 同上 | | |

| | | | |
|-----------------------------|---|--|-------------------------|
| 一〇 〇四〇二・ | 固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り、ののうち学校等給食用のもの以外のもの） | 月一日から 令和三年三 月三十一日ま で | 三 ト ン |
| 〇四〇二・ 一〇〇 〇四〇二・ 二一 | 粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限り、ののうち学校等給食用のもの） | 令和二 年四 月一 日か ら 令和三 年三 月三 十一 日ま で | 七、 二六 四 ト ン |
| 〇四〇二・ 九一 | ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限り、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えないものに限り、ののうち学校等給食用のもの） | 令和二 年四 月一 日か ら 令和三 年三 月三 十一 日ま で | 一、 五〇 〇 ト ン |
| 〇四〇四・ 一〇 | 無機質を濃縮したホエイ | 令和二 年四 月一 日か ら 令和三 年三 月三 十一 日ま で | 一四、 〇〇 ト ン |
| | ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃 | 令和二 年四 月一 日か ら | 四五、 〇〇 ト ン |

| | | | |
|----|----|---|----|
| 同上 | 同上 | 平成三 一年 四月 一日か ら 令和二 年 三月 三十一 日ま で | 同上 |
| 同上 | 同上 | 平成三 一年 四月 一日か ら 令和二 年 三月 三十一 日ま で | 同上 |
| 同上 | 同上 | 平成三 一年 四月 一日か ら 令和二 年 三月 三十一 日ま で | 同上 |
| 同上 | 同上 | 平成三 一年 四月 一日か ら 令和二 年 三月 三十一 日ま で | 同上 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---|--|-------------|
| 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇四 〇六 ・ | 〇四 〇五 ・ | 〇四 〇四 ・ | 〇四 〇四 ・ | 縮したホエイ以外の もので、関税暫定措 置法施行令（昭和三 十五年政令第六十九 号）第一条に規定す る配合飼料の製造に 使用するもの | 令和三年三 月三十一日ま で | 二五、〇〇 トン |
| 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇四 〇六 ・ | 〇四 〇五 ・ | 〇四 〇四 ・ | 〇四 〇四 ・ | 乾燥した豆（さやを 除いたものに限るも のとし、皮を除いて あるかないか又は割 つてあるかないかを 問わない。）のうち 、ひよこ豆、緑豆及 | 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま で | 〇二〇、〇 トン |
| 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇四 〇六 ・ | 〇四 〇五 ・ | 〇四 〇四 ・ | 〇四 〇四 ・ | チーズ及びカードの うちプロセスチーズ の原料として使用す るもの | 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま で | 四八、一〇 トン |
| 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇七 一三 ・ | 〇四 〇六 ・ | 〇四 〇五 ・ | 〇四 〇四 ・ | 〇四 〇四 ・ | ミルクから得たバタ ーその他の油脂 | 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま で | 五八、一ト ン |

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|---|----|
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 同上 |

| | | | | | |
|-----------------------------------|------------------------------------|--|--|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 三四 〇七一三・ | 三九 〇七一三・ | 五〇 〇七一三・ | 六〇 〇七一三・ | 九〇 〇七一三・ | 一〇〇 〇五・ |
| びひら豆以外のもの | とうもろこしのうち コーンスターチの製 造に使用するもの | とうもろこしのうち 関税暫定措置法施行 令第三条に規定する ところにより飼料用 に供するもの | とうもろこしのうち コーンフレーク、エ チルアルコール又は 蒸留酒の製造に使用 するもの | とうもろこしのうち その他のもの | |
| 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま | 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま | 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま | 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま | 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま | 令和二年四 月一日から 令和三年三 月三十一日ま |
| 四、一九五 、四〇〇ト | 、四〇〇ト | 三六五、二 〇〇トン | 一〇六、六 〇〇トン | 一〇〇、八 〇〇トン | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで | 平成三一年 四月一日か ら令和二年 三月三十一 日まで |
| 四、一七七 、六〇〇ト | 、六〇〇ト | 三七七、一 〇〇トン | 一二四、四 〇〇トン | 九一、一〇 〇トン | |

| | | | |
|---|---|------------------------------|------------------|
| 一一〇七・ 一〇七・ 二〇 | 麦芽（いつてあるかないかを問わない。） | 令和二年四月一日から 同年九月三日まで | 二六八、八〇〇トン |
| 一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 | でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限りものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。） | 令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで | 一五七、〇〇〇トン |
| 一二〇二・ 三〇 一二〇二・ | 落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてない | 令和二年四月一日から 令和三年三月三十一日まで | 七五、〇〇〇トン（むきみ換算数） |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで | 二四二、九〇〇トン |

| | | |
|---|---|--|
| <p>四一 一・二〇二・ 四二</p> | <p>一二二二・ 九九</p> | <p>一八〇六・ 二〇</p> |
| <p>ものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。)</p> | <p>こんにやく芋(アモルフオファルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)</p> | <p>ココアを含有する調製食品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを</p> |
| <p>月三十一日まで</p> | <p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p> | <p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p> |
| <p>量とし、殻付きのもの一トンは、殻を除いたもの〇・七五トンに換算するものとする。)</p> | <p>二六七トン(荒粉換算数量とし、生芋一トンは、荒粉〇・一五八トンに、精粉一トンは、荒粉一・七六トンにそれぞれ換算するものとする。)</p> | <p>八、五〇〇トン</p> |
| <p>同上</p> | <p>同上</p> | <p>同上</p> |
| <p>同上</p> | <p>同上</p> | <p>同上</p> |
| <p>三月三十一日まで</p> | <p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p> | <p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p> |
| <p>同上</p> | <p>同上</p> | <p>一、〇〇〇トン</p> |

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>超える容器入り又は直接包装にしたものに限り、砂糖を加えたものを除く。ののうち、チョコレート製造用のもの</p> | <p>二〇〇二・九〇 トマトピューレー及びトマトペーストのうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの</p> | <p>二〇〇八・二〇 パイナップルのうち、気密容器入りのもので、容器とも一個の重量が一〇キログラム以下のもの（細片にし、破碎し又はパルプ状にしたものを除く。）</p> | <p>二一〇六・九〇 調製食用脂（関税率表第〇四・〇五項の物品の含有量が重量の三〇％を超え七〇％以下のものに限る。以下この項において同じ。）のうちニュージランドを原産地とするもの 調製食用脂のうちそ</p> |
| | <p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p> | <p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p> | <p>令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで</p> |
| <p>三七、〇〇〇トン</p> | <p>三八、二〇〇トン</p> | <p>一一、五五〇トン</p> | <p>七、四二七</p> |
| <p>同上</p> | <p>同上</p> | <p>同上</p> | <p>同上</p> |
| <p>同上</p> | <p>同上</p> | <p>同上</p> | <p>同上</p> |
| <p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p> | <p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p> | <p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p> | <p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p> |
| <p>三七、八〇〇トン</p> | <p>三八、八〇〇トン</p> | <p>同上</p> | <p>同上</p> |

| | | | | |
|--|--|--|--|--------------------------------|
| <p>四一〇一・ 二〇〇一・ 四一〇一・ 五〇〇一・ 四一〇一・ 九〇〇一・ 四一〇四・ 一一〇四・ 四一〇四・ 一九〇四・ 四一〇四・ 四一〇四・ 四一〇四・ 四一〇七・ 一一〇七・ 四一〇七・ 一一〇七・ 四一〇七・ 一九〇七・ 四一〇七・ 四一〇七・ 九一〇七・ 四一〇七・ 四一〇七・ 九九〇七・ 九九〇七・</p> | | <p>他のもの</p> <p>牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のものうちなめしを終わっていないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたものと、こ</p> | <p>月一日から 令和三年三月三日ま で</p> <p>令和二年四月一日から 令和三年三月三日ま で</p> | <p>トン</p> <p>二一四、〇〇〇平方メートル</p> |
| | | 同上 | | |
| | | 同上 | | |
| | | 同上 | 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで | 四月一日から令和二年三月三十一日まで |
| | | 同上 | | |

れらを超える加工を
 しておらず、毛が付
 いていないものに限
 るものとし、スプリ
 ットしてあるかない
 かを問わない。以下
 この項において同じ
 。)のうち、染着色
 したものを除く。及
 び牛(クロムなめし
 のを除く。)及び牛
 又は馬類の動物の
 革(なめした又はク
 ラストにした後これ
 らを超える加工を
 したもの(パーチメ
 ント仕上げをした
 ものを除く。)で、
 毛が付いていない
 ものに限り、スプリ
 ットしてあるか
 ないかを問わず、
 関税率表第四一・
 一四項の革を除く。
 以下この項において同
 じ。)のうち、染着
 色し又は模様付け
 したものは、
 牛又は馬類の動物
 のなめした皮のうち
 、染着色したものと
 及び

| | |
|------------|------------|
| 令和三年三月一日から | 令和二年四月一日から |
| 方メートル | 一、四六六〇〇〇平方 |

| | |
|------------|--------------|
| 同上 | |
| 令和二年四月一日から | 平成三十一年四月一日から |
| 同上 | |

| | | |
|-----------|---|-------------------------------------|
| 五〇〇一・ | <p style="text-align: right;">四一〇五・ 三〇〇六・ 四一〇六・ 二二 四一〇二・ 四一〇三・ 一〇</p> | |
| 繭（繰糸に適するも | <p>の 羊及びやぎのなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限り、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものの</p> | <p>牛又は馬類の動物の革のうち、染色し又は模様付けしたものの</p> |
| 令和二年四 | <p style="text-align: right;">令和二 年四 月一 日か ら 令和三 年三 月三 一日ま で</p> | <p>月三 一日ま で</p> |
| 七九八トン | <p style="text-align: right;">一、〇七〇 、〇〇〇平 方メー ートル</p> | |
| 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 |
| 平成三一年 | <p style="text-align: right;">平成三 一年 四月一 日か ら 令和二 年三 月三 一日 まで</p> | <p>三月 三一日 まで</p> |
| 同上 | 同上 | 同上 |

| | |
|--|---|
| <p>九〇 六四〇五・ 一〇 六四〇五・ 二〇 六四〇四・ 一九 六四〇四・ 六四〇三・ 九九 六四〇三・ 九一 六四〇三・ 五九 六四〇三・ 六一 六四〇三・ 四〇 六四〇三・ 二〇 六四〇三・</p> | <p>〇〇 五〇〇二・ 〇〇</p> |
| <p>履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）のうち甲が革製のもの及び甲に毛皮を使用したものに並びにこれら以外のもの（スポーツ用のもの、体操用、競技用その他これらに類する用途に供するもの及びスリッパを除くものとし、甲が革製のもの以外のものにあつては、甲の一部に革を使用したものに限る。）</p> | <p>のに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものとし、野蚕のものを除く。）</p> |
| <p>令和三年三月三十一日まで</p> | <p>令和三年三月三十一日から</p> |
| <p>九、〇〇〇足</p> | <p>（生糸換算数量とし、繭一トンは生糸〇・四トンに換算するものとする。）</p> |
| <p>同上</p> | <p>同上</p> |
| <p>同上</p> | <p>同上</p> |
| <p>平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで</p> | <p>四月一日から令和二年三月三十一日まで</p> |
| <p>同上</p> | <p>同上</p> |

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務</p> <p>イ 〽へ （省 略）</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三七号から第四〇号まで、第四〇号の三、第四二号の二、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一〇、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号から第七一号の三まで、第七二号の四、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二、第九三号、第一〇〇号、第一〇五号、第一〇七号又は第一一一号（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号。以下「国連軍協定特例法」という。）第四条において準用する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の</p> | <p>（輸出入等関連業務の範囲）</p> <p>第一条 同 上</p> <p>一 同 上</p> <p>二 同 上</p> <p>イ 〽へ 同 上</p> <p>ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の五、第二九号の七、第三〇号、第三一号、第三二号、第三三号、第三四号、第三五号、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の七、第五五号、第五五号の七、第五七号、第五七号の一〇、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号から第七一号の三まで、第七二号の四、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八五号の四、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答</p> |

実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第十一条第一項の規定による申告に係る部分に限る。）に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答
 三〇九（省 略）
 二〇七（省 略）

| 番号 | 手続 |
|----------|---|
| 一 | （省 略） |
| 二 四七の | （省 略） |
| 三 四七の | 関税法附則第七項の規定による書面の提出 |
| 四 八 | （省 略） |
| 九 八 | （省 略） |
| 九 九 | 地位協定特例法第五条第一項ただし書（入出港手続の免除）の規定による関税法第十五条第三項及び第十一項の規定する入港届の提出（同条第一項及び第九項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）並びに同法第十七条第一項に規定する出港届の提出又は地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出 |

別表（第一条、第三条、第四条関係）

三〇九 同上
 二〇七 同上

| 番号 | 手続 |
|----------|--|
| 一 | 同上 |
| 二 四七の | 同上 |
| 三 四七の | 同上 |
| 四 八 | 同上 |
| 九 八 | 同上 |
| 九 九 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十二号。以下「地位協定特例法」という。）第五条第一項ただし書（入出港手続の免除）の規定による関税法第十五条第三項に規定する入港届の提出（同条第一項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）及び同法第十七条第一項に規定する出港届の提出（公用船に係るものに限る。）又は地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出（公用船に係るものに限る。） |

| | |
|-----|---|
| 一〇〇 | 地位協定特例法第十一条第一項（関税免除物品の譲渡の制限）の規定による申告 |
| 一〇一 | 地位協定特例法第十二条第一項（免税物品の譲受の際の関税の徴収等）の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告 |
| 一〇二 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号。以下「地位協定特例法施行令」という。）第二条第二項（とん税等の免除手続）の規定による証明書の添付 |
| 一〇三 | 地位協定特例法施行令第三条第四項（関税の免除手続）の規定による証明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付 |
| 一〇四 | 地位協定特例法施行令第四条第二項（合衆国軍隊への引渡し等の証明）の規定による証明書の提出 |
| 一〇五 | 地位協定特例法施行令第五条（免税物品の滅失の承認の申請手続）の規定による申請書の提出 |
| 一〇六 | 地位協定特例法施行令第六条（検査免除の手続）の規定による船荷証券の提示又は書類の提出 |
| 一〇七 | 地位協定特例法施行令第七条第一項（手入等のための倉庫等の承認の申請手続等）の規定による申請書の提出並びに同条第二項の規定による契約書の写し又は書類及び図面の添付 |
| 一〇八 | 地位協定特例法施行令第八条第一項（製品等の検査）の規定による申告又は同条第三項の規定による製品検査 |

| | |
|-----|---|
| 一〇〇 | 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十七年政令第二百二十五号）第三条第四項（関税の免除手続）の規定による証明書の提出又は契約書の写し若しくは書類の添付 |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| 一〇九 | <p>査書の添付 地位協定特例法施行令第九条（製品等の搬出入の届出）の規定による文書の届出</p> |
| 一一〇 | <p>地位協定特例法施行令第十三条第二項（免税物品の譲受手続）の規定による契約書又は書類の添付</p> |
| 一一一 | <p>国連軍協定特例法第四条（関税法等の特例）において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項及び第十一項に規定する入港届の提出（同条第一項及び第九項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）並びに同法第十七条第一項に規定する出港届の提出、国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出、国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第十一条第一項の規定による申告又は国連軍協定特例法第四条において準用する地位協定特例法第十二条第一項の規定により適用される関税法第六十七条の規定による申告</p> |
| 一一二 | <p>日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令（昭和二十九年政令第二百二十八号。以下「国連軍協定特例法施行令」という。）第二条（とん税等の免除手続）において準用する地位協定特例法施行令第二条第二項の規定による証明書の添付</p> |
| 一一三 | <p>国連軍協定特例法施行令第三条（関税の免除手続等）において準用する地位協定特例法施行令第三条第四項（後段を除く。）の規定による証明書の提出若しくは契約書の写し若しくは書類の添付、国連軍協定特例法施行令第三条において準用する地位協定特例法施行令第六条の規定による船荷証券の提示若しくは書類の提出又は国連軍協定特例法施行令第三条において準用す</p> |

| | |
|-----|---|
| 一〇一 | <p>日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四百十九号）第四条（関税法等の特例）において準用する地位協定特例法第五条第一項ただし書の規定による関税法第十五条第三項に規定する入港届の提出（同条第一項の規定により報告すべき事項のうち積荷に関するものを記載した書面を含む。）及び同法第十七条第一項に規定する出港届の提出（船舶に係るものに限る。）又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する地位協定特例法第五条第三項の規定による旅客氏名表若しくは乗組員氏名表の提出（船舶に係るものに限る。）</p> |
|-----|---|

| | |
|-----|--|
| 一一四 | <p>る地位協定特例法施行令第十三条第二項の規定による 契約書若しくは書類の添付 外国為替及び外国貿易法第十九条第三項（支払手段等 の輸出入）の規定による届出</p> |
| 一〇二 | <p>同 上</p> |